

# 利用の前に

## 1 調査の目的

商業統計調査は、我が国の商業の実態を明らかにし、商業に関する施策の基礎資料を得ることを目的としている。

## 2 調査の根拠

商業統計調査は、統計法（昭和22年法律第18号）に基づく「指定統計調査」（指定統計第23号）であり、商業統計調査規則（昭和27年通商産業省令第60号）によって実施されている。

## 3 調査の期日

平成19年商業統計調査は、平成19年6月1日現在で実施した。

なお、商業統計調査は周期調査であるが、平成9年以降の調査から5年ごとに実施し、その中間年（調査の2年後）に簡易な調査を実施している。

年次別の調査期日は、以下のとおり。

| 調査年次    | 調査期日 | 調査種別       | 調査年次    | 調査期日  | 調査種別       |
|---------|------|------------|---------|-------|------------|
| 昭和27年調査 | 9月1日 | 卸売・小売業、飲食店 | 昭和57年調査 | 6月1日  | 卸売・小売業、飲食店 |
| " 29 "  | 9月1日 | "          | " 60 "  | 5月1日  | 卸売・小売業     |
| " 31 "  | 7月1日 | "          | " 61 "  | 10月1日 | 一般飲食店      |
| " 33 "  | 7月1日 | "          | " 63 "  | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| " 35 "  | 6月1日 | "          | 平成元年調査  | 10月1日 | 一般飲食店      |
| " 37 "  | 7月1日 | "          | " 3 "   | 7月1日  | 卸売・小売業     |
| " 39 "  | 7月1日 | "          | " 4 "   | 10月1日 | 一般飲食店      |
| " 41 "  | 7月1日 | "          | " 6 "   | 7月1日  | 卸売・小売業     |
| " 43 "  | 7月1日 | "          | " 9 "   | 6月1日  | "          |
| " 45 "  | 6月1日 | "          | " 11 "  | 7月1日  | "（簡易調査）    |
| " 47 "  | 5月1日 | "          | " 14 "  | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| " 49 "  | 5月1日 | "          | " 16 "  | 6月1日  | "（簡易調査）    |
| " 51 "  | 5月1日 | "          | " 19 "  | 6月1日  | 卸売・小売業     |
| " 54 "  | 6月1日 | "          |         |       |            |

## 4 調査の範囲

平成19年商業統計調査の範囲は、日本標準産業分類（平成14年総務省告示第139号）に掲げる「大分類J - 卸売・小売業」に属する事業所を対象とした。

調査は、公営、民営の事業所を対象とした。例えば、商業以外の会社、官公庁、学校、工場などの構内にある別経営の事業所（売店等）、店舗を有しないで商品を販売する訪問販売、通信・カタログ販売などの事業所も調査の対象とした。

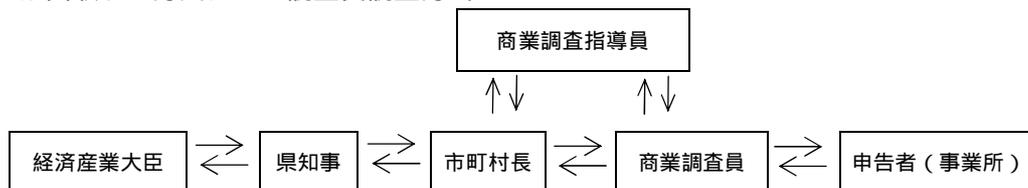
また、料金を支払って出入りする有料施設（公園、遊園地、テーマパーク、駅改札内、有料道路内）の中にある別経営の事業所についても調査の対象とした。ただし、前述以外の有料施設内（劇場内、運動競技場内など）の事業所は、原則、調査の対象としていない。

なお、調査期日に休業、清算中又は季節営業であっても専従者がいる事業所は対象とした。については、平成19年調査より調査を開始した。

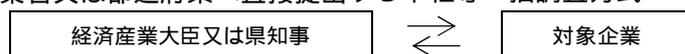
## 5 調査の方法及び経路

商業統計調査の調査方法及び調査経路は、以下のとおり。

- (1) 申告者（事業所）が自ら調査員によって配布された調査票に記入（自計方式）し、調査員が回収する方法による調査員調査方式



- (2) 商業事業所の本社・本店等が傘下の商業事業所の調査票を事業所ごとに作成し、一括して経済産業省又は都道府県へ直接提出する本社等一括調査方式



## 6 主な用語の説明

- (1) 事業所（商業事業所）

原則として一定の場所（一区画）を占めて「有体的商品を購入して販売する事業所」であって、一般的に卸売業、小売業といわれる事業所をいう。

- (2) 卸売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

小売業者又は他の卸売業者に商品を販売する事業所

産業用使用者（建設業、製造業、運輸業、飲食店、宿泊業、病院、学校、官公庁等）に業務用として商品を大量又は多額に販売する事業所

主として業務用に使用される商品（事務用機械及び家具、病院・美容院・レストラン・ホテルなどの設備、産業用機械（農業用器具を除く）、建設材料（木材、セメント、板ガラス、かわらなど）などを販売する事業所

製造業の会社が、別の場所で経営している自己製品の卸売事業所（主として管理的事務のみを行っている事業所を除く）

例えば、家電メーカーの支店、営業所が自己製品を問屋などに販売している場合、その支店、営業所は卸売事業所となる。

商品を卸売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても同種商品を販売している場合は修理業とせず卸売業とする。

主として手数料を得て他の事業所のために商品の売買の代理又は仲立を行う事業所（代理商、仲立業）「代理商、仲立業」には、一般的に買継商、仲買人、農産物集荷業と呼ばれている事業所が含まれる。

- (3) 小売業

主として次の業務を行う事業所をいう。

個人（個人経営の農林漁家への販売を含む）又は家庭用消費者のために商品を販売する事業所

産業用使用者に少量又は少額に商品を販売する事業所

商品を販売し、かつ、同種商品の修理を行う事業所

なお、修理料収入額の方が多くても、同種商品を販売している場合は修理業とせず小売業とする。ただし、修理のみを専業としている事業所は、修理業（大分類Q - サービス業（他に分類されないもの））とし、修理のために部品などを取り替えても商品の販売とはしない。

製造小売事業所（自店で製造した商品をもその場所で個人又は家庭用消費者に販売する事業所）

例えば、菓子店、パン屋、弁当屋、豆腐屋、調剤薬局など。

ガソリンスタンド

主として無店舗販売を行う事業所（販売する場所そのものは無店舗であっても、商品の販売活動を行うための拠点となる事務所などがある訪問販売又は通信・カタログ販売の事業所）で、主として個人又は家庭用消費者に販売する事業所

#### 別経営の事業所

官公庁、会社、工場、団体、遊園地などの中にある売店等で他の事業者によって経営されている場合はそれぞれ独立した事業所として小売業に分類する。

#### (4) 従業者

平成19年6月1日現在で、その事業所の業務に従事している個人事業主及び無給家族従業者、会社及び団体の有給役員、常時雇用者（期間を定めずに雇用されている者もしくは1か月を超える期間を定めて雇用されている者、平成19年の4月、5月のそれぞれの月に18日以上雇用された者）をいう。

#### (5) 年間商品販売額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の当該事業所における有体商品の販売額をいい、消費税額を含む。したがって、土地・建物などの不動産及び株券、商品券、プリペイドカード、宝くじ、切手などの有価証券の販売額は含めない。

#### (6) その他の収入額

平成18年4月1日から平成19年3月31日までの1年間の商業活動（商品販売額）以外の事業による収入額を合計したもので、消費税額を含む。

##### 修理料

商品を販売するかたわら、販売商品に関連した修理を行っている場合、その収入額。

##### 仲立手数料

他人又は他の事業所のために仲立人として卸売業の商品売買のあっせんを行い、その仲立行為から得た手数料。

##### 製造業出荷額

自店で製造した商品の卸売販売額、原材料を支給し委託生産したものに自社で加工処理して完成させた商品の卸売販売額、受託製造の加工賃収入額。

##### 飲食部門収入額

飲食できる設備を有し、その場所で料理等を飲食させた収入額。

##### サービス業収入額

販売商品に関連しない各種修理、クリーニング、宅配便取次手数料などのサービスの提供に対する収入額。

##### 上記以外の収入額

～ 以外のその他の収入額。

#### (7) 販売方法

##### 現金販売

現金で商品を販売した場合をいう。なお、小切手、商品券、プリペイドカード、デビットカードによる販売も含む。

##### 信用販売

#### (ア) クレジットカードによる販売

信販会社等の提供する「クレジットカード」の利用により、商品をクレジット販売した場合をいう。

#### (イ) 掛売・その他

上記の「クレジットカードによる販売」以外の信用販売をいう。

手形による取引、クレジットカードを用いない割賦販売、非割賦販売等をいう。

また、新聞、牛乳の月極販売もここに含む。

#### (8) 商品手持額

平成19年3月末現在、販売目的で保有しているすべての手持商品額（仕入時の原価による）。

#### (9) 商品販売形態（小売業のみ）

##### 店頭販売

店頭で商品を販売した場合をいう。なお、ご用聞き及び移動販売も含む。

##### 訪問販売

訪問販売員等が家庭などを訪問して商品を販売した場合をいう。

#### 通信・カタログ販売

カタログ、テレビ、ラジオ、インターネット等の媒体を用いてPRを行い、消費者から郵便、電話、FAX、インターネット、銀行振込などの通信手段による購入の申込みを受けて商品を販売した場合をいう。

#### 自動販売機による販売

商業事業所が管理している自動販売機で商品を販売した場合をいう。

#### その他

料理品の宅配、仕出し屋、生活協同組合の「共同購入方式」、新聞や牛乳などの月極販売及び上記以外の販売形態で商品を販売した場合をいう。

#### (10) セルフサービス方式（小売業のみ）

セルフサービス方式とは、客が値札等により各商品の値段が判るような表示方式をとっていること、店に備え付けられている買物カゴ、ショッピングカート、トレーなどにより、客が自由に商品を選び取れるようなシステムをとっていること、売場の出口などに設置されている精算所（レジ）において、客が一括して代金の支払いを行うシステムになっていること、の三つの条件を兼ねている場合をいう。

商業統計調査でいう「セルフサービス方式採用」の事業所とは上記条件による販売を売場面積の50%以上で行っている事業所をいう。

セルフサービス方式に該当する事業所の例として、総合スーパー、専門スーパー、ホームセンター、ドラッグストア、コンビニエンスストア、ワンプライスショップ、大型カー用品店など。

#### (11) 売場面積（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、事業所が商品を販売するために実際に使用している売場の延床面積（食堂・喫茶、屋外展示場、配送所、階段、連絡通路、エレベーター、エスカレーター、休憩室、洗面所、事務室、倉庫等及び他に貸している店舗（テナント）分は除く）をいう。

ただし、牛乳小売業、自動車（新車・中古）小売業、建具小売業、畳小売業、ガソリンスタンド、新聞小売業に属する事業所については売場面積の調査を行っていない。

#### (12) 営業時間（小売業のみ）

平成19年6月1日現在での営業時間をいい、1時間未満の営業時間は切り捨てとする。

なお、調査日が休業及び特別セール等で通常と異なる場合は、調査日に近い通常の営業時刻としている。

ただし、牛乳小売業及び新聞小売業に属する事業所については営業時間の調査を行っていない。

#### (13) 来客用駐車場（小売業のみ）

平成19年6月1日現在で、来客の自動車を一時的に保管できる場所をいう。

ただし、ガソリンスタンドについては来客用駐車場の調査を行っていない。

##### 専用駐車場

自己所有又は契約等により、その事業所が単独で使用できる来客用の駐車場をいう。

##### 共用駐車場

他の事業所等と共用で使用しており、その事業所が単独で使用できる区画が明確になっていない来客用の駐車場をいう。

##### 収容台数

満車の状態で収容できる台数をいい、一日の延べ収容台数ではない。

#### (14) チェーン組織（小売業のみ）

##### フランチャイズ・チェーン加盟事業所

事業所（フランチャイジー）が他の事業所（フランチャイザー（本部））との間に契約を結び（加盟）、フランチャイザーの商標や経営のノウハウを用いて、同一イメージのもとに商品の販売等を行っている事業所をいう。

##### ボランティア・チェーン加盟事業所

事業所が同一業種の事業所同士で本部を中心に共同仕入れ、配送、宣伝、売り出しなどを行う共同事業に加盟している事業所をいう。

いずれにも加盟していない事業所

上記、に含まれない事業所をいう。例えば、レギュラー・チェーン（直営店）、自動車メーカーの特約店、家電メーカーの販売店、元卸系列のガソリンスタンドなど。

## 7 統計表等に用いた記号等の用法及び注記

(1) 統計表中の記号は、次のとおりとする。

- 「 - 」 ..... 該当がないもの又は調査していないもの
- 「 0 」 ..... 端数四捨五入による単位未満のもの
- 「 」 ..... 負数であることを示す（統計数値の前に付す。）
- 「 X 」 ..... 個々の申告者の秘密が漏れる恐れがあるため秘匿した箇所

(2) 単位未満四捨五入のため、内容と合計が一致しないことがある。

(3) この結果書の数値は、市が独自で集計したものであるため、経済産業省が公表する数値と相違する場合がある。